

育児中の職員を支援する 制度があります

本学に勤務している方であれば、常勤・非常勤に関わらず、どなたでも以下の制度を利用できます。休暇取得にあたっては事前に申請が必要です。職場の上司にご相談ください。なお、育児中の働き方等でお困りのことがあれば、ダイバーシティ推進部門へご相談ください。

2021 年 10 月版



お子さまの授乳等を行う 場合には、特別休暇が 取得できます

生後 1 年に達しないお子さまを育てている職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、**1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間が特別休暇**（※注 1）として認められます。



お子さまの看護を行う際は、 特別休暇が取得できます

小学校就学前のお子さまを育てている職員が、その子の看護（負傷または疾病のための世話、予防接種、健康診断を受けさせる等）を行う場合は、**年（※注 2）5 日以内（2 人以上の場合は 10 日）が特別休暇**（※注 1）として認められます。



育児・病後児保育支援制度もご利用ください （勤続年数に関わらず利用可）

0 歳から小学校 6 年生までのお子さまをお持ちの職員（社会保険加入者に限る）を対象に、就労や、お子さまが病気や怪我の回復期で、在宅保育が必要な場合に、ベビーシッターを利用した際にかかる**料金の一部を補助**します。ご利用には事前の登録が必要です。詳しくはダイバーシティ推進部門の HP でご確認ください。

<https://www.gakuzyutsu.chiba-u.jp/support/baby-sitter2021.html>



注 1：非常勤職員の場合は無給休暇

注 2：非常勤職員の場合は年度

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

千葉大学 ダイバーシティ推進部門

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33
TEL&FAX 043-290-2020（内線 4043）
E-mail: ryouritsu@office.chiba-u.jp
<https://www.gakuzyutsu.chiba-u.jp>

